



平成 27 年 7 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社プロパスト
代表者名 代表取締役 津江 真行
(コード:3236、J A S D A Q)
問合せ先 取締役管理本部長
兼経営企画部長 矢野 義晃
(TEL. 03-6685-3100)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 13 日開催の取締役会において、平成 27 年 8 月 26 日開催予定の第 29 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款一部変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が本年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

(1) 業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、当該取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、また、適切な人材の招聘を容易にするため、定款第 27 条第 2 項及び第 36 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、変更案第 27 条第 2 項につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 引用条文の条数変更に伴い、定款第 30 条 3 項のとおり変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
第16条～第26条 (記載省略)	第16条～第26条 (現行どおり)
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第27条 (条文省略)	第27条 (現行どおり)
2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規	2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規

<p>定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第28条～第29条 (記載省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>4 (条文省略)</p> <p>第31条～第35条 (記載省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第28条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>第31条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
---	---

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年8月26日(水)
定款変更の効力発生日 平成27年8月26日(水)

以 上